

文

元文庁第2079号
令和2年3月26日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事 殿
各 指 定 都 市 市 長
関係各独立行政法人の長

文化庁次長
中岡



特定の美術品に係る相続税の納稅猶予に関する税制改正について（通知）

平成30年度税制改正により、個人が、美術館の設置者と特定美術品の寄託契約を締結し、当該特定美術品について重要文化財保存活用計画等の文化庁長官の認定を受け、当該特定美術品を当該寄託先美術館に寄託した場合において、その者が死亡し、当該特定美術品を相続又は遺贈により取得した者（以下「寄託相続人」という。）が、寄託契約及び文化庁長官の認定を受けた重要文化財保存活用計画又は登録有形文化財保存活用計画（以下「認定重要文化財保存活用計画等」という。）に基づき寄託を継続した場合、担保の提供を条件に、寄託相続人が納付すべき相続税額のうち、当該特定美術品に係る課税価格の8割に対応する相続税の納稅を猶予する制度が創設されました。

制度の趣旨、概要及び留意事項は、下記のとおりですので、事務処理上遺漏のないようお願いします。

また、認定重要文化財保存活用計画等については、本通知のほか平成31年3月4日付け「文化財保護法に基く文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」の策定について（通知）及び平成31年3月29日付け「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）」も参考にするようお願いします。

各都道府県教育委員会又は各都道府県におかれては域内の市区町村に対して、本通

知の内容について周知を図るようお願いします。

記

第一 制度の趣旨

美術工芸品の次世代への確実な継承と美術館等のコンテンツ充実による観光拠点やインバウンドの促進を実現し、あわせて、美術工芸品の海外流出や散逸を防ぎ、その計画的な保存・活用を促進することを目的として、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する保存活用計画の認定を受けた特定の美術品を寄託先美術館（租税特別措置法（昭和32年第26号。以下「法」という。）第70条の6の7第2項第5号に規定する「寄託先美術館」をいう。以下同じ。）に寄託している間に、その美術品の所有者が死亡した場合には、その所有者の相続人等がその寄託を継続することを条件に、その相続人等の相続税について納税を猶予する仕組みを創設するものである。

第二 制度の概要

1. 特定美術品について本制度の適用を受けるためには、租税特別措置法第70条の6の7第1項等に規定する以下（1）～（5）の場合に該当する必要があること。

（1）特定美術品の所有者（被相続人）において、寄託先美術館の設置者と当該特定美術品の寄託契約を締結していたこと

寄託先美術館とは、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設のうち、特定美術品の公開及び保管を行うものをいう。

また、特定美術品とは、認定重要文化財保存活用計画等に記載された文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財として指定された美術工芸品又は文化財保護法第58条第1項に規定する登録有形文化財（建造物であるものを除く。）のうち世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するものをいう。

寄託契約とは、特定美術品の所有者と寄託先美術館の設置者との間で締結された特定美術品の寄託に関する契約であり、次に掲げる事項が規定されていなければならない。

- ① 契約期間
- ② 寄託先美術館の設置者が当該寄託先美術館において特定美術品を適切に公開する旨
- ③ 特定美術品の所有者が寄託契約の解約の申入れ（当該寄託先美術館について法第70条の6の7第3項第7号に掲げる登録を取り消された場合若しくは抹

消された場合又は事由が生じた場合において、所有者が行うものを除く。) をすることができない旨

- (2) 本制度の適用を受ける相続人が、認定重要文化財保存活用計画等に基づき当該特定美術品を寄託先美術館の設置者に寄託していた者（以下「被相続人」という。）から相続又は遺贈により当該特定美術品を取得したこと

認定重要文化財保存活用計画等とは、文化財保護法第53条の2第1項等に規定する重要文化財等の保存及び活用に関する計画について、文化庁長官の認定を受けたものであり、当該特定美術品の公開を目的とする寄託契約に関する事項として次に掲げる事項を記載したものという。

- ① 当該特定美術品の公開及び保管の計画に関する事項
- ② 当該特定美術品の公開を目的とする寄託契約の契約期間
- ③ 当該特定美術品の公開を目的とする寄託契約を締結した寄託先美術館の設置者の氏名又は名称並びに当該寄託先美術館の名称及び所在地

また、重要文化財保存活用計画等の文化庁長官の認定にあたっては、次に掲げる基準を満たす必要がある。

- ① 寄託契約において、寄託先美術館の設置者が寄託先美術館において特定美術品を適切に公開する旨の定めがあること
- ② 寄託契約が5年以上の期間にわたって有効であること
- ③ 寄託契約において、特定美術品の所有者が解約の申入れ（当該寄託先美術館について法第70条の6の7第3項第7号に掲げる登録を取り消された場合若しくは抹消された場合又は事由が生じた場合において、所有者が行うものを除く。）をすることができない旨の定めがあること

- (3) 特定美術品を相続又は遺贈により取得した者（以下「寄託相続人」という。）が、当該特定美術品の寄託先美術館の設置者への寄託を継続すること

- (4) 相続の開始の日の翌日から8か月を経過する日までに、特定美術品に係る価格の評価の申請を文化庁長官に対して行うこと

相続税の申告書には、文化庁長官が重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（平成31年文部科学省令第5号）第5条第1項又は第13条第5項の規定に基づき通知する評価価格通知書の写しを添付する必要がある。

- (5) 当該相続に係る相続税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供すること

この場合、国税通則法（昭和37年法律第66号）第50条に規定する担保の種類にかかわらず、当該猶予を受けようとする特定美術品を担保として提供することができる。当該提供の方法は、以下の書類を納税地の所轄税務署長に提出することによる。

- ① 寄託相続人が特定美術品を担保として提供するために当該特定美術品に係る

寄託先美術館の設置者に対し当該特定美術品を納税地の所轄税務署長のため
に保管することを命じたこと及び当該寄託先美術館の設置者が当該保管する
ことについて承諾したことを証する確定日付のある証書（※）

- ※ ただし、当該証書が公正証書以外のものである場合には、当該寄託相続人及び当該寄託先美術館の設置者の印が押されているものに限り、その印に係る印鑑証明書を要する。
- ② 担保に供しようとする特定美術品に付された保険に係る保険証券の写し
- ③ 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第1項に規定する保険業その他これに類する事業を行う者に対して提出する書類で、担保に供しようとする特定美術品に付された保険に係る保険金請求権に質権を設定することの承認を請求するためのもの

2. 上記1. に該当する場合に猶予される相続税額は、原則として、（1）の金額から（2）の金額を控除した額とすること。

- （1）当該特定美術品の寄託相続人に係る相続税の課税価格が相続税の納税猶予を受けようとする特定美術品の価額のみであるとみなし、相続税法（昭和25年法律第73号）の規定を適用して計算した当該寄託相続人の相続税の額
- （2）相続税の納税猶予を受けようとする特定美術品の価額に100分の20を乗じて計算した金額を、当該特定美術品の寄託相続人に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法の規定を適用して計算した当該寄託相続人の相続税の額

3. 寄託相続人について、特定美術品についての相続税の納税猶予制度が適用されている期間中において、次に掲げる事由が生じた場合には、当該猶予税額の免除が行われること。

- （1）当該寄託相続人が死亡した場合
- （2）当該寄託相続人が、特定美術品を寄託している寄託先美術館の設置者に当該特定美術品の贈与をした場合
- （3）当該特定美術品が災害（震災、風水害、落雷、噴火その他これらに類する災害で、これらの災害により特定美術品が滅失した場合において当該特定美術品に付された保険に係る保険契約により保険金が支払われないこととされているものという。以下同じ。）により滅失した場合

この場合、免除を受けようとする寄託相続人又はその相続人は、次に掲げる事項を記載した届出書に、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。以下「規則」

という。) 第23条の8の7第15項に規定する書類を添付して、上記事由が生じた日以後遅滞なく、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- ① 届出書を提出する者の氏名及び住所
- ② 届出書を提出する者が寄託相続人の相続人である場合には、当該寄託相続人の氏名及び住所並びに当該届出書を提出する者と当該寄託相続人との続柄
- ③ 上記事由を生じた事情の詳細及びその生じた日
- ④ 法第70条の6の7第14項の規定による相続税の免除を受けようとする旨
- ⑤ 免除を受ける相続税の額
- ⑥ その他参考となるべき事項

4. 特定美術品についての相続税の納税猶予制度が適用されている寄託相続人において、次に掲げる事由が生じた場合には、納税猶予分の相続税額を基礎として、法定申告期限の翌日から起算し、それぞれの場合に応じて定められた日から2か月を経過する日までの期間に係る利子税（当該期間に応じて年3.6パーセントの割合を乗じて計算した金額）を、当該納税猶予分の相続税額に係る相続税に併せて納付すること。

- (1) 当該寄託相続人が、当該特定美術品を譲渡した場合（当該特定美術品を寄託している寄託先美術館の設置者に贈与した場合を除く。）にあっては、当該特定美術品の譲渡があったことについて、文化庁長官からの通知を当該寄託相続人の納税地の所轄税務署長が受けた日
- (2) 当該特定美術品が、災害以外の理由により滅失し、又は寄託先美術館において亡失し、若しくは盗み取られた場合にあっては、これらの事由が生じたことについて、文化庁長官からの通知を当該寄託相続人の納税地の所轄税務署長が受けた日
- (3) 当該特定美術品に係る寄託契約の契約期間が終了した場合にあっては、当該終了の日
- (4) 当該特定美術品に係る認定重要文化財保存活用計画等について、その認定が取り消された場合にあっては、当該認定が取り消された日（文化財保護法第59条第1項の規定により登録有形文化財の登録が抹消されることに伴い認定登録有形文化財保存活用計画の認定が取り消される前に、認定重要文化財保存活用計画の認定を受けている場合を除く）
- (5) 当該特定美術品に係る認定重要文化財保存活用計画等の計画期間が満了した日から4か月を経過する日において、当該認定重要文化財保存活用計画等に記載された当該特定美術品について、新たな認定を受けていない場合にあっては、これらの計画期間が満了した日から4か月を経過する日

- (6) 当該特定美術品について、災害による滅失に起因するものを除き、重要文化財の指定が解除された場合又は登録有形文化財の登録が抹消された場合にあっては、当該指定が解除された日又は当該登録が抹消された日
- (7) 寄託先美術館について、博物館法第14条第1項の規定により登録を取り消された場合又は同法第15条第2項の規定により登録を抹消された場合にあっては、当該取り消され又は抹消された日
- (8) 寄託先美術館が、博物館法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設である場合において、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第24条の規定により当該指定が取り消された場合にあっては、当該指定が取り消された日

5. 寄託相続人は、3年毎に、継続届出書に寄託先美術館の発行する証明書を添付して、寄託相続人の納税地の所轄税務署長に提出すること。

第三 保存活用計画の認定に関する事項

1. 特定美術品に係る保存活用計画は、文化財ごとに作成すること。
2. 認定を受けようとする登録有形文化財保存活用計画には当該文化財の概要・価値等を詳細に記載すること。
3. 保存活用計画の認定の基準である重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（平成31年文部科学省第5号）第4条第3項第2号及び第12条2項第1号の規定による「適切に公開する旨の定め」とは、個々の文化財の状態を踏まえた均衡ある公開であるので留意すること。

第四 寄託先美術館等の証明等をする事項

法第70条の6の7の規定による特定の美術品についての相続税の納税猶予の制度の適用に関し寄託先美術館、文化庁長官又は文部科学大臣が証明等を行うことを必要とする事項は、次のとおりである。

1. 寄託先美術館が行うべき証明等

- (1) 寄託先美術館からの寄託契約の解除又は契約の更新を行わない旨の申出により特定美術品に係る寄託契約が終了した場合には、その旨及び当該終了した年月日の証明（法第70条の6の7第4項、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「令」という。）第40条の7の7第16項、規則第23条の8の7第4項、同条第11項第8号、同条第15項第5号）
- (2) 特定美術品に係る寄託契約に基づき、当該特定美術品の寄託が継続している旨の証明（法第70条の6の7第9項、同条第14項、令第40条の7の7第22項、同条第24項、規則第23条の8の7第12項第1号、同条第15項第2号イ）

(3) 寄託先美術館において特定美術品の公開が行われた期間の証明（法第70条の6の7第9項、同条第14項、令第40条の7の7第22項、同条第24項、規則第23条の8の7第12項第2号、同条第15項第2号ロ）

2. 文化庁長官が行うべき証明等

- (1) 特定美術品に係る保存活用計画の認定、変更の認定及び認定の取消し
- (2) 特定美術品の評価価格の証明（法第70条の6の7第8項、規則第23条の8の7第11項第2号）
- (3) 特定美術品が災害により滅失した旨の証明（法第70条の6の7第14項、令第24項、規則第23条の8の7第15項第4号ロ）
- (4) 寄託相続人若しくは特定美術品又は寄託先美術館について、法令の規定に基づき報告の受理その他の行為をしたことにより、当該寄託相続人若しくは特定美術品又は寄託先美術館につき法第70条の6の7第3項各号に掲げる場合に該当する事実が生じた旨等の所轄税務署長又は国税庁長官への通知（法第70条の6の7第17項、規則第23条の8の7第16項）

3. 文部科学大臣が行うべき通知

寄託相続人若しくは特定美術品又は寄託先美術館について、法令の規定に基づき報告の受理その他の行為をしたことにより、当該特定美術品につき法第70条の6の7第3項各号に掲げる場合に該当する事実が生じた旨等の所轄税務署長又は国税庁長官への通知（法第70条の6の7第17項、規則第23条の8の7第16項）

第五 留意事項

1. 寄託先美術館が行うべき証明等関係

(1) 第四の1. の(1)の証明関係

イ この証明を行う場合には、別紙様式第1号によること。

ロ なお、この証明を行うにあたっては、寄託契約の解除又は契約の更新を行わない理由を具体的に記載すること。

(2) 第四の1. の(2)及び(3)の証明関係

この証明を行う場合には、寄託相続人から提出される別紙様式第2号によること。

2. 文化庁長官が行うべき証明等関係

(1) 特定美術品に係る保存活用計画の変更の認定関係

イ 被相続人が死亡した場合において、文化財保護法第56条第1項の規定により、当該被相続人に対する認定重要文化財保存活用計画に係る権利義務は寄

託相続人に承継されることから、寄託相続人は、新たに当該特定美術品に係る重要文化財保存活用計画の認定を受けることを要しない。ただし、寄託相続人は、文化財保護法第53条の3第1項の規定に基づき、所有者の変更に伴う認定重要文化財保存活用計画の変更について、文化庁長官の認定を受けなければならないこと。また、被相続人が死亡した場合において、被相続人に対する認定登録有形文化財保存活用計画に係る権利義務は寄託相続人に承継されないため、寄託相続人は、新たに当該特定美術品に係る登録有形文化財保存活用計画の認定を受ける必要があること。

ロ 寄託相続人は、重要文化財である特定美術品を相続した時点において、寄託契約の残期間が5年に満たない場合、再度、5年以上を期間とする寄託契約を寄託先美術館と締結し、かつ、当該寄託契約締結後に文化財保護法第53条の3第1項の規定に基づき、計画期間の変更に伴う重要文化財保存活用計画の認定を受けなければならないこと。

(2) 特定美術品の評価価格の証明（法第70条の6の7第8項、規則第23条の8の7第11項第2号）

イ 価格評価申請書が提出された場合、「登録美術品の価格の評価について」（平成11年3月8日文化庁長官裁定）に準じて価格の評価を行う。

なお、相続税の申告期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内であるため、価格評価申請書に記載の相続又は遺贈のあった年月日に留意する。

ロ 価格評価申請書による評価価格の通知は、重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（以下「認定等省令」という。）別記様式第3号又は同令別記様式第8号により行う。

（注）1 価格評価申請は、認定等省令別記様式第2号又は同令別記様式第7号による。

2 価格評価申請書は相続の開始の日の翌日から8か月を経過する日までに、文化庁長官に提出することに留意する。

(3) 第四の2. の(3)の証明関係

イ この証明は寄託相続人から提出される別紙様式第3号によること。

ロ この証明を行うにあたっては、寄託先美術館の設置者等からの事情聴取をするほか必要に応じ現地調査を行う等により、特定美術品が災害により滅失したことを確認の上、別紙様式第3号により証明を行うこと。

(4) 第四の2. の(4)の通知関係

イ この通知を行う場合には、別紙様式第4号によること。

ロ 法第70条の6の7第17項の「法令の規定に基づき報告の受理その他の行為をしたことにより・・・を知った場合」とは、文化庁長官が、例えば次の行

為をしたことにより同条第3項各号に掲げる場合に該当する事実を知ったときであること。

- (イ) 文化財保護法第32条（同法第60条第4項において準用する場合を含む。）、第33条、第34条、第61条及び第62条の規定による届出の受理
- (ロ) 文化財保護法第53条の6及び第67条の5の規定による報告の徵収
- (ハ) 文化財保護法第53条の7及び第67条の6の規定による認定の取消し

3. 文部科学大臣が行うべき通知関係

- (1) この通知を行う場合には、別紙様式第4号によること。
- (2) 法第70条の6の7第17項の「法令の規定に基づき報告の受理その他の行為をしたことにより・・・を知った場合」とは、文部科学大臣が、例えば次の行為をしたことにより同条第3項各号に掲げる場合に該当する事実を知ったときであること。
 - イ 文化財保護法第29条又は第59条の規定による指定の解除又は登録の抹消
 - ロ 博物館法施行規則第24条の規定による指定の取消し

以上

(参考URL)

○文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律等について（文化庁HP）

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/1402097.html>

○特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除のあらまし（国税庁HP）

http://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku/pdf/bijutsuhin_uyo.pdf

(添付資料)

【別紙1】特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度の創設概要

【別紙2】租税特別措置法（昭和32年法律第26号）（抜粋）

【別紙3】租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）（抜粋）

【別紙4】租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）（抜粋）

【本件連絡先】

文化庁文化財第一課

（電話）03-5253-4111（内線3154）